

入札契約制度等の改正について（お知らせ）

本市発注の建設工事における令和8年度からの入札契約制度等の運用・改正について、次のとおりお知らせいたします。なお、改正後データのHP掲載は、令和8年4月1日以降になりますのでご留意ください。

1 建設工事契約約款の改正

建設工事契約約款を改正します。令和8年4月1日以降に契約を締結する場合は、佐野市HP掲載の「工事 金銭保証 10% (8.4.1)」「工事 保証免除 (8.4.1)」と記載のある約款をご利用下さい。

【改正内容】

第2条関係（関連工事の調整）

第3条関係（工事工程表及び請負代金内訳書）

第24条関係（工期の変更方法）

第25条関係（請負代金額の変更方法等）

第26条関係（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第37条関係（前払金の使用等）

※上記は金銭保証 10%の約款の場合になります。保証免除の場合、条文数は変わりますが改正内容は同じです。

【HP掲載箇所】

ホーム > くらし・行政 > 市政情報・入札 > 入札・契約情報 > 入札契約様式 > 建設工事契約係様式一覧

2 積算内訳書への労務費等の記載項目の義務化

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴い、入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金（以下、労務費等という。）を積算内訳書に記載することが義務付けられました。

つきましては、令和8年4月1日以降に入札公告・入札通知を行う案件については、佐野市HP掲載の積算内訳書データ内の記載例を参考に、積算内訳書に労務費等の記載をお願いします。

【HP掲載箇所】

ホーム > くらし・行政 > 市政情報・入札 > 入札・契約情報 > 入札契約様式 > 建設工事契約係様式一覧

3 請負代金内訳書の提出義務化

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び建設工事契約約款の改正に伴い、落札業者の方は、契約締結後14日以内に労務費等を明示した請負代金内訳書を発注者に提出することが義務付けられました。佐野市HP掲載の様式を利用し、契約書等提出時に請負代金内訳書の提出をお

願います。

【HP掲載箇所】

ホーム > くらし・行政 > 市政情報・入札 > 入札・契約情報 > 入札契約様式 > 建設工事契約係様式一覧

4 前払金使途拡大の恒久化に伴う特約条項の廃止

建設工事契約約款の改正により、前払金使途拡大の特約条項の契約書への綴込みが不要となりました。契約書作成の際には最新の約款を利用し、特約条項の綴込みはしないようご注意ください。

5 佐野市建設工事における技術者配置基準の改正

国または栃木県（以下、他機関という。）との主任技術者・現場代理人の兼任を一定の条件のもと認めることとしました。兼任を希望する場合は、他機関が兼任について承諾したことがわかる書類の提出（工事打合せ簿の写し、兼任届等）が必要となります。技術者配置基準及び同封の「国または栃木県との兼任の注意点について」を参考にしてください。

【HP掲載箇所】

ホーム > くらし・行政 > 市政情報・入札 > 入札・契約情報 > 佐野市建設工事施工体制等

6 佐野市財務規則等における少額随意契約基準額の改正

令和8年4月1日より、佐野市財務規則における少額随意契約基準額の引き上げを行います。基準額の引き上げに伴い、入札を行う建設工事の基準額は予定価格が200万円を超える案件となります。

7 佐野市営繕工事における週休2日制工事実施要領の改正

令和8年4月1日より、営繕工事においても土木工事と同様に、「週休2日制工事の原則化」、「交替制による週休2日制工事の追加」、「経費の補正対象及び補正率の変更」を実施します。詳細は、ホームページをご確認ください。

【HP掲載箇所】

ホーム > くらし・行政 > 市政情報・入札 > 入札・契約情報 > 入札・契約制度改正

8 佐野市建設工事金入り設計書の情報提供に関する要綱の改正

令和8年4月1日より、情報提供制度による請求対象文書を追加します。これにより、建設工事や業務委託に関する工事関連書類（金額が記載された設計書、図面、仕様書などの書類）を、無料

かつ簡易な手続きで取得できるようになります。申請書は、ホームページからダウンロードしてください。

【HP掲載箇所】

ホーム > くらし・行政 > 書類ダウンロード

問い合わせ先

佐野市役所 契約検査課 契約係
電話 0283-20-3027